

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曽岬町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

木曽岬町長

公表日

令和8年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	市町村において、健康増進法に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術（以下「ガバメントクラウド」という。）を利用するよう努めた上で、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）に基づく標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用しなければならない。 健康増進法の規定に基づく健康管理に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・健康増進事業情報の管理 ・がん検診情報の管理 ・統計報告資料の作成及びデータ抽出 特定個人情報提供、情報照会に関する検診内容 ・歯周病検診 肝炎ウイルス検診 骨粗しょう症検診 がん検診の情報
③システムの名称	健康管理標準準拠システム、宛名・口座標準準拠システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名・口座特定個人情報ファイル
(2)健康管理特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表111の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第54条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供、情報照会の根拠） ・番号法 第19条第8号 別表111の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表139の項 ・健康増進法第17条第1項及び第19条の4

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども・健康課
②所属長の役職名	子ども・健康課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	子ども・健康課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6119
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

9. 税則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を行い、アクセス権限を持つ者はID・パスワード等を適切に管理し、離籍時のログアウトを徹底する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	人事異動に伴う所属長の変更。
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	I-5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	福祉健康課長 松本 大	福祉健康課長	事後	様式変更に伴う修正。
令和1年6月17日	Ⅱ しきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	平成32年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和3年3月11日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	・肝炎検査、健康増進健診、各種がん検診等の情報管理	・肝炎検査、健康増進健診、各種がん検診等の情報管理	事前	健康増進法改正、番号法改正による
令和3年3月11日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	(2)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)ア 第54条	削除	事後	評価書記載要領の更新による
令和4年3月11日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	なし	特定個人情報提供、情報提供、情報照会に関する検診内容 ・歯周病検診、肝炎ウイルス検診、がん検診の情報	事前	健康増進法改正、番号法改正による
令和4年3月11日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	宛名システム、健康管理システム	宛名システム、健康管理システム(健康カルテ)、番号連携サーバー(団体内総合宛名システム)、中間サーバー	事前	健康増進法改正、番号法改正による
令和4年3月11日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事前	健康増進法改正、番号法改正による
令和4年3月11日	5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	なし	特定個人情報提供、照会の根拠ともに、番号法第19条第8号 別表第2項番102の2、健康増進法第17条第1項及び第19条の2に実施に関する重資	事前	健康増進法改正、番号法改正による
令和4年3月11日	Ⅳ リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	なし	十分である	事前	健康増進法改正、番号法改正による
令和4年3月11日	Ⅳ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事前	健康増進法改正、番号法改正による
令和4年3月11日	Ⅳ リスク対策 7.情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事前	健康増進法改正、番号法改正による
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和3年3月11日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和5年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和6年4月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	福祉健康課 福祉健康課長	子ども・健康課 子ども・健康課長	事後	定期見直し作業による
令和6年4月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉健康課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6104	子ども・健康課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6119	事後	定期見直し作業による
令和6年4月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和6年4月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和6年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一76の項	・番号法第9条第1項及び別表111の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	事後	番号法等改正による
令和6年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	特定個人情報提供、照会の根拠ともに、番号法第19条第8号 別表第2項番102の2 健康増進法第17条第1項及び第19条の2に実施する事務	(情報提供、情報照会の根拠) (番号法 第19条第8号 別表111の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表139の項 ・健康増進法第17条第1項及び第19条の4	事後	番号法等改正による
令和6年11月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人の手を介在させる作業人員のミスが発生するリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事前	評価書の見直し作業による
令和6年11月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	3)権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策	事前	評価書の見直し作業による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 対策は十分か 【再掲】	なし	十分である	事前	評価書の見直し作業による
令和7年8月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和8年9月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		市町村において、健康増進法に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術（以下「ガバメントクラウド」という。）を利用するよう努めた上で、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）に基づく標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用しなければならない。 標準化システム利用記載の追記	事後	標準標準システム移行による
令和8年9月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名・口座システム、健康管理システム	健康管理標準標準システム、宛名・口座標準標準システム	事後	標準標準システム移行による
令和8年9月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年9月1日時点	事後	定期見直し作業による。